

佐賀市の教育・保育施設に就職されるみなさまへ

令和5年度

～ 保育士の就職を応援します ～ 佐賀市保育士就職支援金のおしらせ

佐賀市では、市内の教育・保育施設に保育士又は幼稚園教諭として就職される方に、就職の準備に要する費用の一部として「保育士就職支援金」を給付します。

○ 要件

佐賀市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所における令和5年度4月以降の新規採用職員で、①～⑤の要件を全て満たす職員

- ① 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての勤務経験がない者
- ② 保育士又は幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し、勤務開始日までに有することが見込まれる者
- ③ 常勤職員（1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以降勤務）として1年以上の勤務が見込まれる者
- ④ 私立施設の職員又は公立施設の会計年度職員
- ⑤ 本事業による支援金の交付を受けていない者

○ 支援金の額

10万円（1人1回限り）

【留意事項】

- ◆1年未満で離職した場合は、支援金の一部又は全部を返還していただきます。
- ◆佐賀市外居住者も対象になります。

◎提出書類について

申請書は、各教育・保育施設、佐賀市保育幼稚園課窓口にあります。

- ・申請書
- ・勤務内容証明書（就職予定の保育所等から発行してもらってください）
- ・保育士登録書等の写し（交付見込みの場合（保育士試験合格通知書の写し、卒業見込み証明書の写しなど））
- ・誓約書
- ・請求書



《問い合わせ先》

佐賀市保育幼稚園課幼保事業係

電話 0952-40-7294 FAX 0952-40-7395

佐賀市保育士就職支援金 Q&A



Q1. 認可外保育施設で働くことになりました。支援金の対象になりますか？

A1. 対象になりません。対象となる施設は佐賀市内にある、認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所のみとなります。



Q2. 市外の保育所等で勤務しており、4月から市内の保育施設で勤務した場合、支援金の対象になりますか？

A2. 対象になりません。新規保育士の確保が目的のため新卒者など、これまで保育士として保育施設等で勤務していないことが条件となります。



Q3. 採用された後に保育士資格を取得した場合、支援金の対象となりますか？

A3. 対象となります。保育士資格等の取得率向上につながり、待機児童の解消となるためです。



Q4. 支援金をもらいましたが、確定申告が必要ですか？

A4. この支援金は税法上の雑所得に区分されるため、所得の状況によっては確定申告が必要な場合があります。くわしくは、税務署にお尋ねください。



Q5. 佐賀県社会福祉協議会の貸付事業を受けていますが、佐賀市からの支援金ももらうことができますか？

A5. 佐賀県社会福祉協議会が実施する保育士向けの貸付事業を受けている方も佐賀市の保育士就職支援金を申請することができます。



《問い合わせ先》

佐賀市保育幼稚園課幼保事業係

電話 0952-40-7294 FAX 0952-40-7395